

国名
ラトビア
在外公館名
在ラトビア日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月28日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 以下の URL 先のリストの「Schedule I」に掲げられた薬物はラトビアに持ち込むことができない。</p> <p>現地公用語の URL： https://likumi.lv/ta/id/121086-noteikumi-par-latvija-kontrolejamam-narkotiskajam-vielam-psihotropajam-vielam-un-prekursoriem</p> <p>英語の URL： https://likumi.lv/ta/en/en/id/121086-regulations-regarding-narcotic-substances-psychotropic-substances-and-precursors-to-be-controlled-in-latvia</p> <p>○ 医療用の麻薬又は向精神薬をを自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に英語又はフランス語又はラトビア語で記載された医師の処方せんや診断書の提示が必要。</p> <p>○ シェンゲン協定国以外の国（日本含む）からの入国者は、14日分を超えない範囲での医療用の麻薬又は向精神薬の持ち込みが可能。それ以上の数量は、当地医療機関で医師の処方せんを持って、医薬品を受け取ることが薦められる。</p>

○ 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品を、自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、医薬品は開封されていない状態、かつ、包装により製造業者及び製造状況が識別可能であることが必要。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

参考情報

○参考法令（現地公用語）：

<https://likumi.lv/ta/id/40283-par-narkotisko-un-psihotropo-vielu-un-zalu-likumigas-aprites-kartibu>

○参考法令（英語）（最新の改正が反映されていない可能性がある。）：

<https://likumi.lv/ta/en/en/id/40283-on-procedures-for-the-legal-trade-of-narcotic-and-psychoactive-substances-and-medicinal-products>

※上記 URL の Section39(2) 参照